

総務くらし建設委員会会議録

開 会 日	令和6年2月26日（月）午前9時30分
閉 会 日	令和6年2月26日（月）午後1時40分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 野村 弘 副委員長 川合ともゆき 委 員 伊藤真規子 ささせ順子 田崎あきひさ にしだ亮太 水野勝康 山田かずひこ わたなべさつ子
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 佐藤有美 市長公室長 日比野裕行 次長（企画政策、人事担当）兼企画政策課長 浅井俊光 次長（秘書、情報担当）兼秘書課長 若杉玲子 企画政策課福祉の家公民連携推進室長 山本晃司 人事課長 正林直己 課長補佐 吉田菜穂子 人事係長 宮下直幸 情報課長 児玉 剛 課長補佐 伊藤友人 くらし文化部長 門前 健 次長（たつせがある、環境担当） 嵯峨 剛 次長（安心安全、生涯学習担当） 高木昭信 たつせがある課長 名久井洋一 課長補佐 西本 拓 交流商工係長 中川暁敬 安心安全課長 久保田直也 課長補佐 山際裕行 防災消防係長 鈴木洋輔 環境課長 富田俊晴 課長補佐 森 健一 環境係長 山田菜美 生涯学習課長 粕谷庸介

	課長補佐 建設部長 次長 土木課長 課長補佐 維持管理係長 区画整理課 区画整理係長 専門員 下水道課長 課長補佐 経営係長 陳情者 陳情者	平岡優一 磯村和慶 矢野克明 朝井雅之 白木敏雄 閑谷乙温 伊藤直幸 加利部圭 原田 晋 丸山賢一 水野広道 飼沼伸章 ■■■ ■ ■■■■■
職務のため 出席した者 の職氏名	<div style="text-align: right;">計 37 人</div>	
会 議 録	別紙のとおり	

議長 岡崎つよし
 議会事務局長 横地賢一 主任 浅井良和

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

陳情第1号 サイクリングロードの早期計画、設置に向けての陳情

委員長 陳情者から趣旨説明の申し出があったので発言を許可する。

陳情者 本市に、サイクリングを目的として市民が集うために楽しめるサイクリングロードを作ってほしい。それに合わせて周辺の店舗の活性化、河川敷の美化も含めた包括的な提案を陳情書に盛り込んだ。

私は7年ほど自転車で、いろいろな地方を走ったが、素晴らしいサイクリングロードとしては、琵琶湖一周サイクリング（ビワイチ）、浜名湖一周サイクリング（ハマイチ）などがある。これらは、完成までに40年程度かかっていると聞いている。私が注目している諏訪湖を一周するサイクリングロードも13年目ぐらいだと聞いている。本市でも、ここまで大規模ではなくても、市民が自由に安全に自転車に乗って健康寿命を延ばしたり、ゼロカーボンの実現に向けて一人でもできるスポーツを広めていきたいという想いで今回陳情した。この陳情は、私の想いの完成形を記載したため、すべてを実現することは難しいと思うが、この陳情をきっかけにスポーツに関心を向けていただくため、一石を投じたいと考えた。

ほとんどの先進地で最初に取り組んだことは、大前提である「安全に、けが無く、車との接触も控えて、ウォーキング・サイクリングできること」だと聞いている。それ以降は、参加者や地域住民の協力により、少しずつ完成形に近づき、SNSを通じて広まった。そこを目指して全国の自治体が少しずつ取り組んでいる。本市も手を挙げたらどうだろうか。昨年、私はいろいろなところに顔を出して、情報収集を始めたところである。そういった場所に参加することでいろいろなつながりができ、「何かあったら呼んでください。」など声をかけてもらっている。

陳情事項二つ目について、「河川敷周辺整備・美化」も必要だが、県や市に全て頼ると、楽だがお金もかかる。そして、完成形として作ってしまうと、その先が読めない。だからまずステージだけを作り、市民協働で掃除、ごみ拾い、花を植えるなど、参加者がちょっとずつ手を加えて完成形に近づける、みんなで育てるステージを作っていきたいと今回提案している。

陳情事項三つ目の「各種交通安全対策」については、他自治体も一番力を入れたところだと思うが、歩行者、自転車、ベビーカーを押している人、自動車、オートバイが共存して、各自が安全を確保しながら、安全に楽しむことをメインに置いている。例えばサイクルロードサインは、

危険な場所のみでも最優先に設置していただきたい。この表示があれば、ドライバーは「ここは自転車が通るんだな」という認識になると思うが、無いと認識されない。この陳情に記載した場所だけでもかなりの数になるので、優先順位を決めて、みんなが安全に走れるようなステージを作っていきたいと思っている。優先順位が一番高い場所としては、歩道が細く、人もすれ違えないようになっている色金山の下にある交差点付近を想定している。二番目は、県営長久手第二住宅の東側にある広い道路では、横断歩道があるものの、人々が自由に渡ってしまっている。車の往来が非常に多いので、「ここは人が通るんだよ」「自転車が通ることもあるんだよ」という認識を付けるため、路面の色を変えるなどの対応をしてほしい。

また、各地方からも観光客が来ているので、市内にある史跡をウォーキングやサイクリングで巡れるようにして、長久手を一つにまとめ、モリコロパークとつなげて盛り上げていきたいと思っている。

委員長 趣旨説明について質疑及び意見はあるか。

にしだ委員 陳情趣旨に「イベント、スポーツ事業の発信」とあるが、どのようなイベントを考えているか。

陳情者 歩くことに関しては、通常のウォーキング、スイーツめぐりのウォーキング、正しい歩き方の講習会、「プロキング」と呼ばれているごみ拾いウォーキングなどである。プロキングは今流行っており、これを活用した地域おこしで人を集めていることをインターネットの記事で目にすることもある。そのため、市内でもプロキングのイベントを企画したらいいのではないかと考えている。

自転車に関しては、サイクリングロードを使い、例えば3キロから5キロぐらいの範囲で、おいしいものを探して走ったり、半日で回れる史跡めぐりコースを作るなどしたい。また、モリコロパーク内にあるサイクリングロードを使って、長久手初のイベントが何かできないだろうか。自転車にも種類があるので、補助輪の付いた自転車からママチャリ、クロスバイク、ロードバイクなどをカテゴリ別に分けてイベントの回数を増やすことで、参加者を増やす手法もある。芸能プロダクション的な企画のイベントの立ち上げに私も参加している。そういったものをうまく利用して、若い世代も巻き込んでいきたい。自転車は移動手段の一つで単なる乗り物かもしれないが、整備すれば利用範囲が広がり、これらを楽しむためのとても面白いギアになるので、一つ格上げしてもらいたい。そのことで、ヘルメットの着用率も上がり、交通安全に対する意識も子どもの頃から植え付けられるので、交通事故の軽減や車に対してのアピールもできると思う。警察に依頼し、サイクリングロードの近くで10人ぐらいが同じ交通安全のベストを着て1列に並び、車に対してアピールをすることもできる。このようなことも、地域の中でアピールをしていけば、長久手市が安全安心に向けて取り組んでいることを発信できると

思う。リニモテラスの利用頻度が高くないと感じているので、ストリートダンスの講習イベントや大道芸を呼ぶなど、老若男女が集まってガヤガヤできるスペースにできたら活用率が高くなり、リニモテラス公益施設にも人が集まってくるようになると思う。現在は、スケートボードをしている男性が遊んでいるだけなので、子ども連れだと危なくて通れないという声も聞く。また、色金山歴史公園にある展望台でも、同様にダンスやヨガのイベントもできると思っている。いろいろなことを見聞きしてアンテナを張って、いろいろな人を集めることをやっていきたいというのが、私の最終的な希望であり、要望である。

にしだ委員 陳情書に記載されている全てを実施してほしいのではなく、安全に関わる部分を順次重点的に取り組んでほしいということか。

陳情者 そのとおりである。

水野委員 サイクリングロードを作るだけでなく、市民参加のまちづくりをしたいのか。

陳情者 市民参加が最終目標となるが、そのトリガーとして健康増進を踏まえて身体を動かすことから始めると、参加しやすいのではないかと考え、ウォーキングやサイクリングを中心に取組んだらどうかと提案している。

水野委員 他自治体では、完成までに長い期間をかけていたとのことである。陳情の内容を実現するためには相当な時間を要すると思う。この陳情は、このような取り組みを始めるための第一歩という認識でよいか。

陳情者 陳情には最終的に考えているものを記載している。これを機に、長久手市が実現に向けて動いてほしい。

伊藤委員 サイクルロードサインの設置について、どれぐらい設置すればよいと考えるか。

陳情者 歩道と車道が交わる場所で、自転車と人間が安全に渡りきれない場所に、自転車が渡る可能性があるというサインを設置してほしい。車道の色を塗り分けるだけでも、ドライバーの視認性が高まるので、一つずつ付けてもらうだけでも第一歩となる。私としては、公園西駅から藤が丘駅までの間で4か所ほど譲れない場所がある。ただ、みんなが自転車に乗って走ると、付けてほしい場所が出てくると思うので、その都度対応すればよいと考える。

伊藤委員 陳情だと、道路に沿ってレーンを作るような認識だったが、横断歩道のかわりに着色してほしいのか。

陳情者 道路に沿ってロードサインをひいてもらえれば、一番ありがたい。まずは重要な場所だけでも塗ってほしいし、そこから始めてほしい。

委員長 特に質疑がないようなので趣旨説明を終了する。

委員長 ■氏ほか1人から、サイクリングロードの早期計画、設置に向けての陳情書が持参により提出された。委員会としてどのような処置とすべ

きかについて、意見はあるか。

にしだ委員 市民の安全や命を守ることが前提にあり、重要であると考えため、「本市の当該関係機関に議会に対して陳情があった旨を伝える。」がよいと考える。

水野委員 この陳情事項の実現には、道路や標識整備など、各部門にまたがっている。市の専門的な知見を持って、どれが実現可能か判断して、市の施策に落とし込む作業が必要であるため、「本市の当該関係機関に議会に対して陳情があった旨を伝える。」がよいと考える。

<異議なし>

委員長 陳情第1号は、本市の当該関係機関に議会に対して陳情があった旨を伝えることとする。

委員長 この際、暫時休憩。

<午前9時54分休憩>

<午前9時59分再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

市長 あいさつ

議案第17号 温泉交流施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について

福祉の家公民連携推進室長

議案第17号について説明

委員長 庁内ネットワーク不調のため、暫時休憩。

<午前10時02分休憩>

<午前10時05分再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

福祉の家公民連携推進室長

議案第17号について説明

水野委員 この条例には、事業開始後に事業者をチェックする項目が見当たらないが、どこに規定されているか。もしくは、事業開始後に何らかの事情でチェックする必要が出た場合に、市は確認できないのか。

福祉の家公民連携推進室長

今回の条例は、手続きを始めるための基本事項のみを盛り込んでいる。令和6年4月に定める実施方針の中で、事業者のチェック方法、契約解除、市と運営権者のリスク分担などを定めて公表する予定である。

わたなべ委員 市が温泉施設についての修繕費を負担するのは困難との説明があったが、どのぐらいの金額を予定しているか。

福祉の家公民連携推進室長

福祉の家全体の修繕費は28億円、温泉交流施設だけの修繕費でも11億円を見込んでおり、大きな財源が必要となる。

わたなべ委員 この費用を相手方が負担してくれるのか。

福祉の家公民連携推進室長

サウンディング調査を行い、福祉の家の躯体に係る費用は市が負担し、それ以外は民間事業者が負担することで整理している。例えば、躯体である屋根、壁、天井の塗装防水工事などは市が負担し、民間事業者には、温泉設備の改修をしてもらう。

山田委員 令和6年2月6日の市議会全員打合せ会にて、公民連携事業の今後について説明を受けた。令和7年4月を目標に事務を進めて検討してきたはずだが、二転三転して遅れている。あと1年しかない中でどのように手続きを進めていくのか。

福祉の家公民連携推進室長

現在の株式会社長久手温泉の指定管理期間は、令和7年3月31日までである。それまでに新たな温泉交流施設の事業者を選定していく必要がある。逆算して令和6年2月、3月に継続して民間サウンディングをしながら、費用負担やリスク分担など想定できる事項を整理して精度の高い公募を行うことで、民間事業者から応募があるようにしていきたい。具体的には、令和6年4月1日から事業者の選定委員会を設置し、第三者の委員も交えて選定を進める。初回の選定委員会では、実施方針の内容などを審査し、4月中旬には、実施方針を策定し、行政側が事業者を求めることを示した要求水準書もあわせて公表する。5月には事業者の公募を行い、9月か10月に審査をして、選定委員会で事業者の選定を進め、優先交渉権者を決定して、市とその民間事業者で、基本協定を締結する。運営権設定の議会の議決を経るとともに、細かな契約内容を精査してから契約を締結する。並行して、株式会社長久手温泉の清算をしていく必要があるので、従業員に説明や聞き取りをしながら少しずつ理解いただけるように進めていきたいと考えている。

山田委員 非常にタイトなスケジュールであり心配である。市長公室は令和6年度に「事業の総点検」やジブリパークの施策もあり、重要な年度であると考えますが、本当に大丈夫か。

市長公室長 民間事業者のスピード感に対応するには、令和6年秋頃までには事業者を選定する必要がある。その後、その事業者と詳細な条件を擦り合わせて契約協議を進め、令和7年3月定例会での運営権設定の議決まで、手続きを進めていきたいと考えている。温泉交流事業の運営権を民間事業者に設定することは市として初めてであり、非常に難易度の高い事務である。令和5年度には、公民連携に特化した推進室を設置して体制を整え、担当職員も、この目標に向かって熱意と覚悟を持って取り組んでいる。この案件は、推進室が中心となって進めているが、総務部、福祉

部、建設部などの関係部署と連携・調整しながら進めており、今後も福祉エリア、あぐりん村エリアの運営形態の変更も検討している。市長公室としては、市長公約の全体調整や「事業の総点検」もあり、令和6年度は重要な年度である。担当部長として業務の進行管理、職員の健康管理などをして確実に成し遂げられるよう職責を果たしていきたい。

山田委員 令和6年2月1日に、株式会社長久手温泉の社長に佐藤市長が就任した。今後清算していく必要がある中で令和6年2月5日には、社員説明会が開かれ、佐藤市長が社長としてあいさつをした。社員の反応はどのようなだったか。

市長公室長 市長は就任あいさつに加えて、長久手温泉の今後について自ら説明された。公務のため途中退席したが、説明会の結果は市長に報告している。以前から、従業員には長久手温泉の温泉事業の継続が難しいことは話しており、健康増進事業に切り替えていくことも伝えていた。温泉事業を継続していく中で、未だに引き継ぐ民間事業者が決まっておらず、いつから新しい民間事業者と労働条件の折衝ができるのか、従業員の処遇がどうなるのかもわからず不安であるとの意見が出た。また、あぐりん村も新たな民間事業者に移行したいと従業員に示したら驚かれた。指定管理は、5年間を目処に、運営権の設定は10年、20年などと期間が長い。長久手温泉とあぐりん村、それぞれで期間が異なるので、従業員がどちらに行くか選択できるのかといった質問に対し、新しい民間事業者との兼ね合いもあるので、今後お知らせしていきたいと答えた。従業員に寄り添って条件面も付しながら、民間事業者につないでいきたい。

わたなべ委員 長い期間となるが、誰が責任を持って進めていくのか。

福祉の家公民連携推進室長

民間事業者は投資を回収する期間が必要なため、継続的に計画を立てて経営投資をしていく必要がある。最低10年は必要で、20年でも長くはない。サウンディング調査の結果を踏まえて、10年から20年の間で適正な期間を決めていく。国のガイドラインにもモニタリングが定義されているので、公共サービスの水準を確保していくとともに、事業内容を民間事業者が適切に進めているか、市がモニタリングしていきたい。

わたなべ委員 市議会に対し、モニタリング結果の報告はされるか。

福祉の家公民連携推進室長

議会への報告は法律に定義されていない。非常に重要な案件であるため、どのように情報を議会へ報告するのか今後検討していきたい。

田崎委員 議案審査の冒頭で「設備の老朽化が進んでおり、改修に多大な費用がかかりますが、市は、この費用を負担することが困難です」とのことだった。費用負担が困難と説明するような根本的な要因をどのように考えているか。

市長公室長 近隣に新たな温浴施設が立地したこともあり、温浴事業の公共性が低下してきている。温浴事業を続けるためには、改修にかかる11億円を

市が負担することになる。その中で事業を進める必要があるのか検討した結果、市として民間に委ねるべきであると判断した。コロナ禍でサウンディング調査をした際には、民間事業者から手が挙がらなかったため、健康増進事業に軸足を移して再検討していた。コロナ禍が落ち着いてから再度サウンディング調査を実施したところ、設備更新の費用を民間事業者に負担してもらう条件でも複数の民間事業者から手が挙がった。市として、福祉の家の建物の改修を進めていく必要があるため、市全体で対応すべき事案であると考えている。

田崎委員 新市長が新しい施策を始めているのに、この事業だけ費用負担ができないとするとバランスがとれなくなる。「費用負担が困難」なのではなく、「公共性が低下したのでPFIを活用した方が、市民サービスとして適切だと判断したから進めている」という認識でよいか。

福祉の家公民連携推進室長

そのとおりである。

わたなべ委員 PFIは採算を重視する形態となる。これまでは、市民の福祉向上のために利用料金を軽減してきたと思うが、どのように配慮していくか。

福祉の家公民連携推進室長

この手法は、民間事業者の利用料金の設定について裁量権があるため、市の意向は反映されないことになる。民間事業者の選定後に市の要望として伝えていく。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

わたなべ委員 20年の長い期間となるため、その間に民間事業者が経営破綻する可能性もある。破綻した際には、市が後始末をしなければならなくなる。民間事業者が担うことになると収益をあげることで費用を回収する形態になることや、長期的にリスク負担がどうなるかわからないので、慎重に考えて反対する。

賛成討論

水野委員 社会情勢が変わる中で、施設として維持していくためには、ある程度大胆な変更はやむを得ないと考えている。利用料金の設定、従業員がしっかりとした労働条件で引き継がれること、ノウハウを吸い上げられた後で切られないように市が対応していく必要はある。何か新しい枠組みを作って施設を残していくためには、この条例を可決して事業を進めていくべきと考え、賛成をする。

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

議案第 18 号 長久手市福祉の家条例の一部を改正する条例について

福祉の家公民連携推進室長

議案第 18 号について説明

わたなべ委員 今後も福祉の家の福祉エリアは変わらず継続していくのか。

福祉の家公民連携推進室長

令和 6 年 6 月定例会に条例改正案の提出を予定している。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

委員長 この際、暫時休憩。

<午前 10 時 48 分休憩>

<午前 11 時 00 分再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

議案第 19 号 長久手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

人事課長 議案第 19 号について説明

田崎委員 監査委員の報酬増額の積算根拠はどのようなか。

監査委員事務局長

近隣の報酬を参考にして、平均額とした。

田崎委員 議員選任の監査委員より、識見を有する監査委員の方が報酬が高くなっているのか。

監査委員事務局長

識見を有する監査委員の報酬は、尾張旭市及び日進市が 10 万円、議

員選任の監査委員の報酬は、尾張旭市が3万4,600円、日進市が3万6,000円となっており、識見を有する監査委員の報酬の方が高くなっている。

田崎委員 報酬額は、第三者委員会のようなものが判断しているのか。
人事課長 非常勤の特別職については、特別職等報酬審議会のような第三者の委員会はないので、近隣の動向を確認しながら担当課からの要望を鑑みて判断している。

田崎委員 財政状況が厳しいと言われる中で報酬を引き上げることに、市長はどのように考えているか。

市長 令和6年度予算では、学校の非常勤講師の処遇改善も盛り込まれている。世の中の流れとして、処遇改善は必要だと判断して議案として提出した。

田崎委員 審理員は、日額の報酬となっているが、どこまでが仕事としてみなされるのか。また、行政不服審査会は年に何回開かれ、審理が終結するまでにどれだけの報酬をもらえるのか。

行政課長 令和6年度は、1件10日前後、年間3件を見込んで30万円を予算計上している。この10日前後には、審理員として指名され、審理員意見書を審査庁へ提出するまでのうち、審理員意見書の作成や調査の実施に要する日数を見込んでいる。令和5年度は2件の審査案件があった。

田崎委員 処分庁と審理員が別になることはあるのか。
行政課長 行政不服審査法では、審理員は、原則審査庁に所属する職員であることとされている。総務省のガイドラインでも、弁護士や外部の有識者を任期付き職員や非常勤職員として任用したうえで、審理員に指名する方法が考えられると示されている。

田崎委員 処分庁が教育長の場合もあるか。
行政課長 市長と教育長では処分をした行政庁が別であるため、行政課が管轄する行政不服審査会で教育長が処分した案件の諮問は行われない。

田崎委員 審理員は弁護士資格がなくてもよいと思うが、本会議の質疑では、弁護士資格を有した者を審理員とする旨答弁していたのはなぜか。

行政課長 審理員が弁護士資格を有する必要は無いが、今回想定している審理員は、弁護士資格を有した者を想定している。これまでは課長級職員が審理員となっていたが、案件によっては高度な法解釈や調査が必要になるので、本来の職務をしながら、対応することが難しいこともある。公平な審理を確保するためにも、専門職である弁護士資格を有した者を想定している。

田崎委員 職員が審理員になる場合、給与とは別に報酬が無いと厳しいから、新たに審理員の報酬を設定するのか。

行政課長 職員が審理員になる場合は特に報酬は発生しない。審理員は、審査庁に所属する職員であることとされているので、専門職が審理員になることを想定し、特別職の非常勤職員として報酬を記載した。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 20 号 災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について
人事課長 議案第 20 号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 21 号 長久手市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について

人事課長 議案第 21 号について説明

わたなべ委員 勤勉手当の支給基準はどのようなか。

人事課長 期末手当と同様に、週 15.5 時間以上の勤務で 6 か月以上の期間で任用されている会計年度任用職員が対象である。

水野委員 対象者数はどれぐらいか。

課長補佐 令和 5 年 12 月の期末手当を支払った約 490 人を想定している。

水野委員 本市の会計年度任用職員は約 700 人いたと思うが、そのうち約 500 人が対象になるということか。

課長補佐 そのとおりである。

わたなべ委員 正規職員と同じ支給月数か。

人事課長 そのとおりである。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 38 号 長久手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

人事課長 議案第 38 号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論

わたなべ委員 物価上昇などの生活苦が話題となっている。市民の生活を考え反対する。

賛成討論 なし

反対討論 なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

議案第 22 号 長久手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について

情報課長 議案第 22 号について説明

わたなべ委員 拡大される手続きの範囲は具体的にどのようなか。

情報課長 規則の別表には、情報通信技術を活用することができる申請として、印鑑登録証の交付申請や情報公開の請求などが記載されている。今回の規則改正で別表を削除し、規則に限定されずに各担当部局が必要に応じてオンライン化することが可能となる。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

わたなべ委員 政府はマイナンバーカードの発行が進んでいるとしているが、高齢者や障がい者にとってカードの取得は極めて困難である。マイナ保険証によるオンライン資格確認は、わずか4パーセントに留まっている。マイナ保険証の利用が進まないのは、メリットの乏しきやマイナ保険証に対する不信感である。このような状況でのオンライン申請の範囲拡大には不安を感じるため、賛成できない。

賛成討論 なし

反対討論 なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

議案第 39 号 長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

情報課長 議案第 39 号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論

わたなべ委員 私たちの個人情報が市に集められるたびに、その個人情報を提供するかどうかの判断ができない状況では賛成できない。

賛成討論 なし

反対討論 なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

議案第 24 号 リリモテラス公益施設条例の一部を改正する条例について

たつせがある課長

議案第 24 号について説明

にしだ委員 指定管理者からの申し出に基づいて利用料金を設定するのか。

たつせがある課長

今後指定管理者が、実際の利用状況のバランスを見ながら利用料金を

検討した上で市に提案してもらい、指定管理者と協議していくことになる。

にしだ委員 利用料金は、特定個人や団体によって差別することはないか。

たつせがある課長

特定個人や団体で利用料金を差別するものではない。

水野委員 「市長の承認を得て指定管理者が定める」とあるが、承認しない事案は具体的にどのようなことが想定がされるか。

たつせがある課長

常識を越える大幅な値下げや、特定個人や団体によって利用料金に差が出るような公平性を欠くものなどを想定している。

にしだ委員 利用料金を下げても利用者が増えないとなると、逆効果である。指定管理者と一緒に利用料収入の目標額は設定するのか。

たつせがある課長

今後、指定管理者と利用料金の目標値を設定していくことになる。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 25 号 長久手市卯塚墓園条例の一部を改正する条例について

環境課長 議案第 25 号について説明

田崎委員 所要の規定の整理をすることのだが、「芝生墓所」「樹木型合葬式墓所」を「墓所」と整理したのはなぜか。

環境課長 「墓園」と言われることもあるが、墓園は焼骨を埋葬する場所と限定されていること、「芝生墓所」「樹木型合葬式墓所」だと利用者からわかりづらいことから、単純に「墓所」として整理した。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決
賛成全員により、原案のとおり可決

委員長 この際、暫時休憩。

<午前 11 時 51 分休憩>

<午後 1 時 05 分再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

議案第 35 号 史跡長久手古戦場ガイダンス施設建設工事（ゼロ債務）請負契約の締結について

生涯学習課長 議案第 35 号について説明

田崎委員 史跡長久手古戦場ガイダンス施設建設工事の完了時期はいつか。また施設の管理運営はどうするか。

生涯学習課長 令和 7 年 6 月末の完了を予定している。管理運営は、民間事業者に対してサウンディング調査を実施して、その結果を踏まえて総合的に判断していく。

田崎委員 市長は管理運営をどのようにしていきたいと考えているか。

くらし文化部長

サウンディング調査で、民間事業者が担い手になれると判断できれば、指定管理者制度の導入に向けて検討を進めていきたい。

市長 例えば、杵ヶ池体育館ではスポーツの分野が得意な指定管理者が活躍している。史跡長久手古戦場ガイダンス施設も専門的な知識と民間のノウハウを最大限生かすことができると判断できれば、民間事業者に任せたいと思っているが、詳細は今後のサウンディング調査の結果を踏まえて決めていきたい。

田崎委員 開館にあわせて、指定管理の準備を進めていくのか。

生涯学習課長 開館にあわせて、指定管理の検討及び準備を進めていく。

山田委員 材料費が高騰している状況だが、工事中に増額の補正予算を組むことはないか。

課長補佐 物価高騰を受け、増額補正予算を計上した上で入札を実施しており、これ以上の物価高騰に伴う増額は現時点では見込んでいない。

ささせ委員 学芸員を職員として雇用しているが、ガイダンス施設の設計から協議などに学芸員も携わっているのか。

生涯学習課長 専門的な解説をするガイダンス施設であるため、助言を得ながら事業を進める必要があると考える。引き続き、学芸員を配置していく。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 40 号 長久手市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

安心安全課長 議案第 40 号について説明

にしだ委員 単価の根拠はどのようなか。

安心安全課長 一般職の職員の給与に関する法律に規定されている俸給月額などが、この条例の基礎額の根拠となっている。

水野委員 公務災害に関する給付の実績と、階級別の公務災害件数はどのようなか。

安心安全課長 過去 3 年間で消防団員の公務災害は発生していない。それ以前にも、この条例に基づく補償を受けている団員は存在しない。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論

水野委員 消防団員の補償を手厚くすることは強く自治体に求められている。消防団員は場合によっては命の危険もあるため、常に目を向けて手厚くしていくことに賛成する。

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 33 号 名古屋都市計画事業公園西駅周辺土地区画整理事業の完了に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

区画整理課長 議案第 33 号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 34 号 長久手市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

下水道課長 議案第 34 号について説明

わたなべ委員 議会の同意を要する賠償責任の免除に関する規定の改正だが、過去に実績はあるのか。

下水道課長 実績はない。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 37 号 市道路線の認定について

土木課長 議案第 37 号について説明

にしだ委員 将来的に宅地開発が予定されているから、市道認定するのか。

土木課長 宅地開発をするための市道認定である。

伊藤委員 将来的に拡幅が予定されているか。

土木課長 幅員を 4.5 メートルに広げて舗装した道路を市に帰属したので、これ以上市が拡幅することはない。

田崎委員 市内にある赤道を認定していく方針を持っているのか。

土木課長 今回は開発行為により道路認定することが条件となるので、他の赤道

を認定していくことは考えていない。

山田委員 開発行為は602平方メートルで2筆だと思うが、市街化区域なのに開発行為の許可が必要なのか。

課長補佐 市街化区域でも500平方メートル以上は開発行為の許可が必要となる。

山田委員 2筆をどのように住宅販売していくのか。

課長補佐 2筆の宅地と道路で600平方メートルの民間宅地開発の申請がされている。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午後1時40分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和6年2月26日

総務くらし建設委員会委員長 野村 弘